

## 役員等の報酬等の支給基準(認定法5⑬,20)

今回は、認定法に定められた、役員等(理事、監事、評議員)への報酬制限の内容について概説する。

### (ポイント)

- 役員等の報酬等
- 報酬等の支給基準
- 支給基準の決定方法
- 非常勤理事や評議員の報酬

### 1.役員等の報酬等

理事、監事および評議員に対する「報酬等」は、不当に高額なものとならないよう、支給基準を定めなければならない。ここでの報酬は理事、監事または評議員の職務遂行の対価に限られ、使用人として受ける財産上の利益は含まれない。また実費支給の交通費、通常の福利厚生費も報酬には含まれない。

### 2.報酬等の支給基準

理事、監事または評議員の報酬等の支給基準は公表するとともに、その基準に従って支給しなければならない。支給基準は報酬の区分、金額の算定方法、支給の方法等を明確に定める必要がある。各人の報酬額まで定めず、その総額を定めることで足り、理事が複数いる場合に理事各人の報酬額を総額の範囲内で理事会の決議によって定めても差し支えはない。

### 3.支給基準の決定方法

#### (1)理事、監事に係る支給基準の決定方法

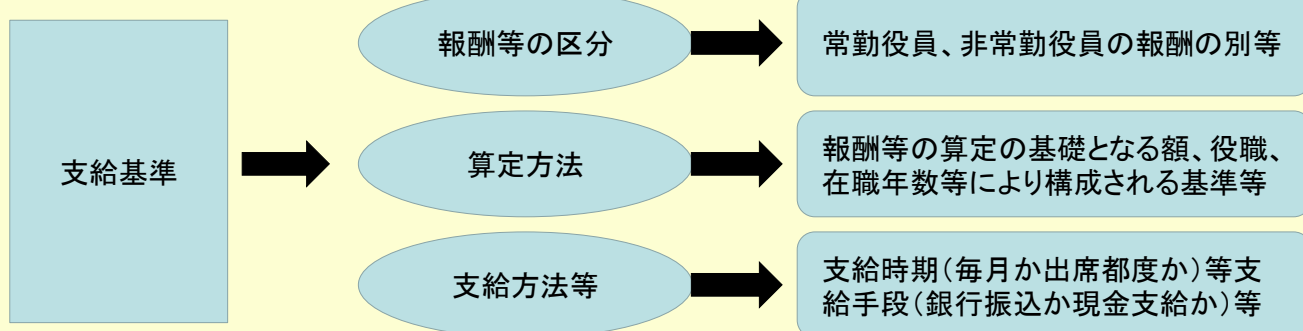
①社員総会または評議員会で決定する方法と②社員総会または評議員会において報酬上限額を定め、支給基準は理事については理事会で、監事が複数いる場合は監事の協議によって決定する方法がある。

#### (2)評議員に係る支給基準の決定方法

報酬上限額は定款で定め、支給基準は定款または評議員会で決定する。

### 4.非常勤理事や評議員の報酬

非常勤理事や評議員に対し、職務遂行の対価として、報酬等の支給基準を設定し、各々の責任に見合った報酬等を支給することができる。



(裏面に続く)



# 役員等の報酬等の支給基準(認定法5⑬,20)

## 役員等報酬の支給基準の決定プロセス

### 役員等報酬等の支給基準

#### <公益認定の要件>

- 理事等の報酬が不当に高額にならない
- 支給基準の公表
- その基準に従って報酬等を支給

理事・監事

支給基準の決定

評議員

- ① 社員総会または評議員会で決定する方法
- ② 社員総会または評議員会において報酬の総額を定め、支給基準は理事については理事会で、監事が複数いる場合は監事の協議によって決定する方法

報酬額は定款で定め、支給基準は定款または評議員会で決定

※ 支給基準では理事等各人の報酬額まで定める必要はないが、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分、金額の算定方法、支給方法等が明らかになるよう定める必要がある。

※ 監事の独立性(以下の方法は認められていない)

- ① 監事の報酬等と理事の報酬等とを一括してその総額を定めること
- ② 監事の報酬等の総額のみを定め、各監事の報酬等は、理事(または理事会)が決定すること
- ③ 各監事の報酬等の上限額等を定め、その範囲内で理事(または理事会)が各監事の報酬等の具体的な金額を決定すること

(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

## シリーズ:社団・財団法人の実務家のひとこと

### <寄附手法多様化>

公益法人の財務基盤を支えていくため、広く個人や企業からの寄附募集は重要である。近年は時代の変化に伴い、様々な寄附の手法が存在している。例えば、米国のソーシャルセクターでは、仮想通貨による多くの革新的なプラットフォームやプロジェクトが現れており、あるクラウドファンディングのプラットフォームでは、寄附金提供者が寄附先の募金目的に応じて寄付先を選び、ビットコインで寄付をすることができる。また、寄附金の流れをオープンに追跡することができ、どんな団体が受取ったか、何に使われたかが検証でき、それら全てがブロックチェーン上で行われるといったツールも話題となっている。これらは、個人の寄附提供者、慈善団体、財団等のなかでも周知や関心が限られている現状である。寄附やその結果の透明性が増すことで慈善活動への信頼が高まれば、より多くの寄附金収入を得られる可能性が考えられる。課題がクリアされ、社会に少しでも還元したいと考える人々に対して、仮想通貨やブロックチェーンが有意義に活用されることを期待したい。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。